○沖縄総合事務局告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日　　沖縄総合事務局長　小八木大成

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年沖縄総合事務局告示第五十三号中部広域都市計画道路事業三・二・五号県道二十四号線バイパス及び三・四・三号県道二十四号線

三　事業施行期間　自平成十五年十月二十九日至令和十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

官　庁　報　告

官　庁　事　項

人事院公示第10号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和58年人事院公示第４号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年３月31日　　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
１　（略） ２　委任する権限及び所掌事務 一　人事院規則16―０（職員の災害補償）に規定する次に掲げる事項 ⑴～（１の４）　（略） ⑵　第７条第２項の規定に基づき、人事院が定めることとされている権限について定めること。 （削る） ⑶～⑭　（略） 二～四　（略） ３・４　（略）	１　（略） ２　委任する権限及び所掌事務 一　人事院規則16―０（職員の災害補償）に規定する次に掲げる事項 ⑴～（１の４）　（略） （１の５）　第７条第２項の規定に基づき、人事院が定めることとされている権限について定めること。 ⑵　第８条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている組織区分について定めること。 ⑶～⑭　（略） 二～四　（略） ３・４　（略）

２　この決定による改正は、令和８年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第11号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第４条の２第１項及び人事院規則16―０（職員の災害補償）第17条の規定に基づき、平成２年人事院公示第８号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年３月31日　　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表

期間の区分	率（単位％）
昭和60年６月30日以前	158（補償事由発生日又は事故発生日において、国の経営する企業に勤務していた職員（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受けていた職員を除く。）に係る補償については、150）
昭和60年７月１日から昭和61年３月31日まで	150
昭和61年４月１日から昭和62年３月31日まで	146
昭和62年４月１日から昭和63年３月31日まで	144
昭和63年４月１日から平成元年３月31日まで	140
平成元年４月１日から平成２年３月31日まで	136

改正前

別表

期間の区分	率（単位％）
昭和60年６月30日以前	153（補償事由発生日又は事故発生日において、国の経営する企業に勤務していた職員（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受けていた職員を除く。）に係る補償については、145）
昭和60年７月１日から昭和61年３月31日まで	145
昭和61年４月１日から昭和62年３月31日まで	141
昭和62年４月１日から昭和63年３月31日まで	139
昭和63年４月１日から平成元年３月31日まで	135
平成元年４月１日から平成２年３月31日まで	131